

新潟市開発行為技術基準

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 開発計画に関する基本事項（第2条－第4条）
- 第3章 道路に関する基準（第5条－第22条）
- 第4章 公園等に関する基準（第23条－第25条）
- 第5章 排水施設に関する基準（第26条－第33条）
- 第6章 消防施設に関する基準（第34条－第37条）
- 第7章 給水施設に関する基準（第38条－第41条）
- 第8章 公益的施設に関する基準（第42条・第43条）
- 第9章 その他（第44条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この技術基準は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）のほか、新潟市開発指導要綱（平成9年新潟市告示第33号。以下「要綱」という。）の第24条に基づき、本市の実状等を勘案して開発行為に関する技術上の指導基準を定めることにより、健全で秩序あるまちづくりを図ることを目的とする。

第2章 開発計画に関する基本事項

(事前調査)

第2条 開発者は、開発計画を立案する前に開発予定区域及びその周辺に関し、次の各号に掲げる事項について、事前に調査を行うものとする。又、この場合において、公共施設の交換、廃止、管理、帰属、利用及び排水処理等に関し、当該管理者と協議が成立するよう措置を講じておかななければならない。

(1) 基本的な調査

- ア 地形、地質及び地盤等の調査
- イ 気象、災害等自然条件の調査
- ウ 保護文化財、埋蔵文化財等の調査
- エ 権利関係の調査
- オ 市街化区域、市街化調整区域の区域区分及び用途地域、風致地区等の地域・地区並びに地区計画の調査
- カ 区画整理事業認可区域の調査
- キ 予定建築物等に関する建築基準法における諸規定の調査

(2) 道路に関する調査

- ア 開発区域周辺道路の管理者、位置、幅員、形状及び利用状況等の調査
- イ 開発区域外の接続道路の幅員、形状及び処理能力等の調査
- ウ 周辺道路の改修計画等の調査

(3) 排水施設に関する調査

- ア 流末となる排水施設（河川、水路、側溝、下水道等）の管理者、位置、形状、規模及び能力等の調査
- イ 公共下水道計画及び流末排水施設の改修計画等の調査
- ウ 公共下水道の処理区域、未処理区域（処理開始予定時期）、特例許可の可能性の調査

- エ 合流、分流の区域の調査
- (4) 公益的施設に関する調査
 - ア 教育施設、医療施設、官公庁、サービス施設等の位置と規模の確認
 - イ 電気、都市ガス等の整備状況及び供給能力の調査
 - ウ バス、鉄道等輸送機関の利便性の調査
- (5) 給水施設に関する調査
 - 給水施設の位置、形状、能力の調査
- (6) 消防施設に関する調査
 - 消防水利として指定されている施設（消火栓、防火水槽等）の位置と能力の調査
- (7) 関係法令に関する調査
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び新潟県建築基準条例（昭和47年新潟県条例第13号）に基づく災害危険区域、がけ近接、日照、接道等の調査
 - イ 道路法（昭和27年法律第180号）に基づく道路工事施行承認等の調査
 - ウ 下水道法（昭和33年法律第79号）に基づく公共下水道行為許可等の調査
 - エ 自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく特別地区、特別保護地区等の調査
 - オ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農業振興地域等の調査
 - カ 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく適用の有無
 - キ 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林指定地域等の調査
 - ク 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）に基づく特別鳥獣保護地区等の調査
 - ケ 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく届出の有無
 - コ 砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定土地等の調査
 - サ 河川法（昭和39年法律第167号）に基づく河川区域、河川保全区域等の調査

- シ 海岸法（明治31年法律第101号）に基づく海岸保全区域等の調査
- ス 港湾法（昭和25年法律第218号）に基づく港湾区域等の調査
- セ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地等の調査
- ソ 国有財産法（昭和23年法律第73号）に基づく道路法の適用がない道路（赤道）及び河川法の適用を受けない水路（青線）の位置、幅員、能力及び利用状況等の調査と関係機関との協議
- タ 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業計画区域等の調査
- チ その他開発行為を行うにあたり、規制を受ける法律（電波法、騒音規制法、土地区画整理法等）及び新潟県、新潟市が定めた条例、規則若しくは要綱等に関する調査（開発区域）

第3条 開発区域は、原則として道路、河川、水路等の公共施設、その他土地の範囲を明確にできる物理的形狀をもって区域境界を定めるものとする。

- 2 開発区域に隣接して開発可能地がある場合は、極力当該隣接地を開発区域に含めるよう努めるものとする。

（住区、街区、画地の計画）

第4条 開発行為における土地利用は、住区を中心として次の各号に掲げる構成により、計画するものとする。ただし、開発規模が住区構成に満たない場合は、実状に応じて区域全体を機能的に計画するものとする。

- (1) 住区の構成

住区（居住者の各施設の利用、行動圏域、各種コミュニケーションの成立の基本的な構成をいう。以下同じ。）は、街区を単位とし、計画人口密度を定め、適正な規模の公共施設及び公益的施設等を配置し、良好な住環境を構成するものとする。

- (2) 街区の構成

ア 街区（集合した画地の回りを街路で囲んだ区画をいう。以下同じ。）は、整形とな

るように計画し、住区の状況、予定建築物等の用途、街区の方位並びに敷地の規模及び配置を考慮し計画するものとする。

イ 街区の規模は、次に掲げる表を標準とする。

	住宅地又はこれに準 じる地域	商業地又はこれに準 じる地域	工業地又はこれに準 じる地域
街区の長辺	120m～180m	100m～150m	工場の規模や形状に 応じて定める。
街区の短辺	30m～50m	40m～60m	

(3) 画地の構成

ア 画地（1単位の建築敷地であり建築物と密接な関係にあるものをいう。以下同じ）は、整形となるように計画し、2画地配列をもって街区を形成するものとする。

イ 分譲住宅（戸建て住宅）の1画地の面積は、住居水準すなわち居住者の経済力、家族構成及び生活様式等を勘案し、良好な住環境を確保しなければならない。

第3章 道路に関する基準

(道路計画)

第5条 道路は、都市計画において定められた道路及び開発区域外の道路の機能を阻害することなく、かつ、開発区域外にある道路と接続する必要があるときは、当該道路と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されるように次の各号の基準により設計されていなければならない。

(1) 道路区分

開発区域内の道路計画は、発生交通量、交通管理施設等及び居住者の安全を考慮した交通計画とし、次に掲げる道路が適切に配置されるように定められていなければならない。

ア 幹線道路 都市内の根幹的自動車交通路をなすもので、近隣住区に対する主交通をいう。

イ 補助幹線道路 幹線道路と区画道路との連絡をし、近隣住区内の生活幹線道路をなすものをいう。

ウ 区画道路 開発区域の区画構成の基本となり、画地の交通の用に供する街路で、地区内交通を処理し、沿道宅地へのアクセス確保、供給処理施設等の収容、日照、通風等生活環境保全のための空間確保等、生活に密着した道路をいう。

エ 歩行者専用道路及び自転車専用道路 専ら歩行者、自転車等の自動車以外の交通の用に供することを目的とした道路。ただし、この道路は予定建築物の敷地が接する必要のある道路には含まない。

(2) 幹線道路の延長密度

ア 住宅地における幹線道路と補助幹線道路を合わせた密度は、1 k m²当たり概ね4 kmを目安とする。

イ 商業地及び工業地を中心とする市街地における幹線道路と補助幹線道路は、商業業務施設の集積状況、工場の敷地規模によりある程度の幅をもつものであるが、商業地

においては1 k m²当たり5～7 k m、工業地においては1～2 k mの延長密度を目安とする。

(開発区域内の道路の幅員)

第6条 開発区域内における予定建築物等の用途に係る道路の幅員は、次の表に掲げるものを標準とする。ただし、小区間で通行上支障がないと市長が認める場合（道路の延長が35 m以下であり、かつ、その利用が概ね当該道路に面する敷地の居住者（2区画）に限られるものをいう。）は、4 mとすることができる。

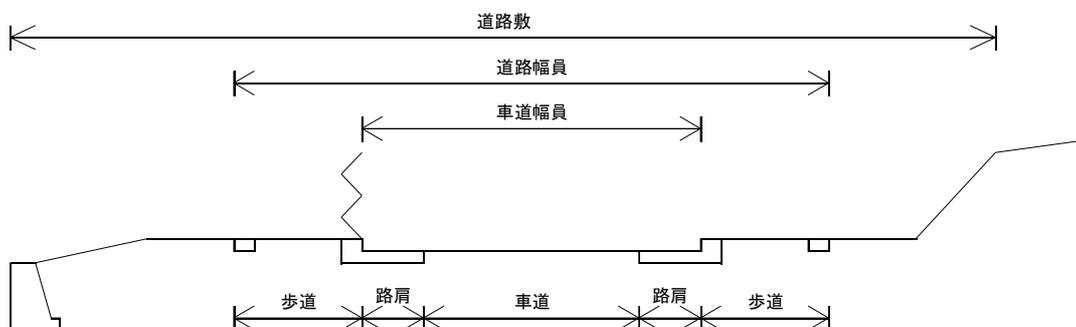
	住宅 住宅以外 (敷地1,000 m ² 未満)	その他
区画道路	6 m	9 m
補助幹線道路 幹線道路	12 m	12 m

2 開発規模に係る開発区域内における道路の幅員は、次の表に掲げるものを標準とする。

	以上 0.1～1.0 ha	未満 1.0～5.0 ha	以上 5.0 ha
区画道路	6～9 m	6～9 m	6～9 m
主要区画道路	—	9 m	12 m
補助幹線道路 幹線道路	—	—	12 m

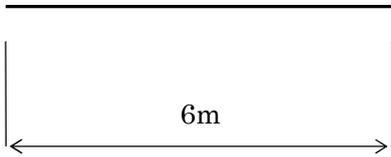
(道路の幅員の構成)

第7条 道路の幅員は、下図に示す道路幅員を原則とする。

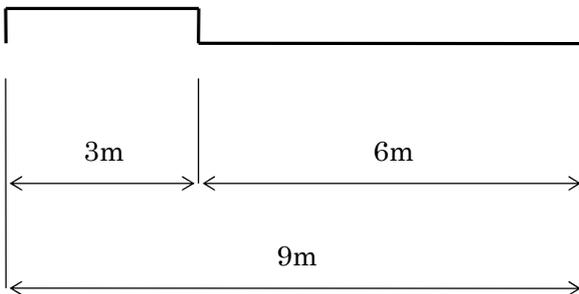


2 区画道路の幅員構成は、次の図をもって標準とする。

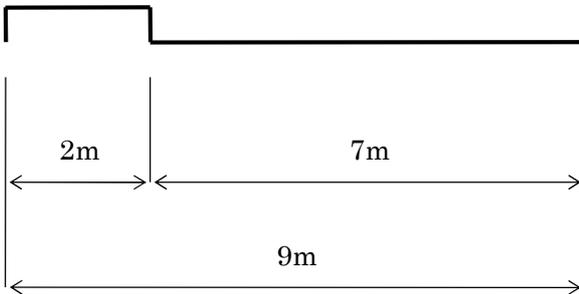
(1) 標準的な幅員の場合（6 m）



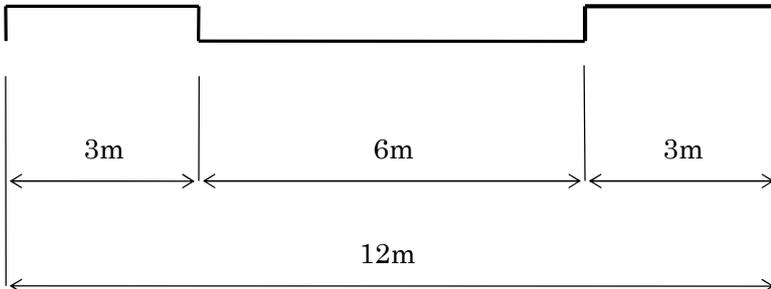
(2) 片側歩道の場合（9 m）



(3) 工場地等で駐車需要が多い場合（9 m）



(4) 両側歩道の場合（12 m）



(接続道路)

第8条 開発区域内の主要な道路は、開発区域外の幅員9m(主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては6.5m)以上の道路に接続しなければならない。ただし、開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと市長が認める場合は、車両の通行に支障のない次の道路に接続するものとする。

(1) 開発行為を行うことによって発生する車両の通行に支障のないこと、及び消防自動車等緊急車両の通行に支障のないこと等に留意し、道路の幅員が6m(主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては4m)以上の通り抜け道路で、9m(主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては6.5m)以上の道路に接続しているもの。(図1-ア、図2-ア参照)

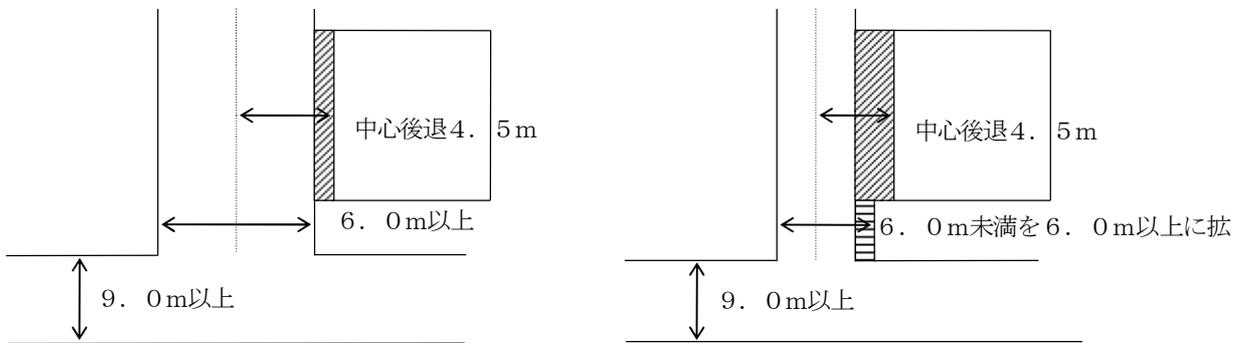
(2) 開発区域に接する接続道路の幅員が6m(主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては4m)未満の場合は、一方向から原則として6m(主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては4m)以上に拡幅するものとする。
(図1-イ、図2-イ参照)

2 開発区域に接する道路の拡幅については、既設道路中心線より予定建築物等の用途、予定建築物等の敷地規模等及び開発規模等に基づく道路幅員の2分の1以上後退させなければならない。(図1-ア及びイ、図2-ア及びイ参照)ただし、既設道路の反対側等に崖地、河川、線路等がある場合には、既設道路等と崖地等との境界線から予定建築物等の用途、予定建築物等の敷地規模及び開発規模等に基づく道路幅員を後退させなければならない。(図1-ウ、図2-ウ参照)

図1 主として住宅以外の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合

ア 既設道路が6 m以上の通抜の場合

イ 既設道路が6 m未満の場合



ウ 既設道路の反対側等に河川等がある場合

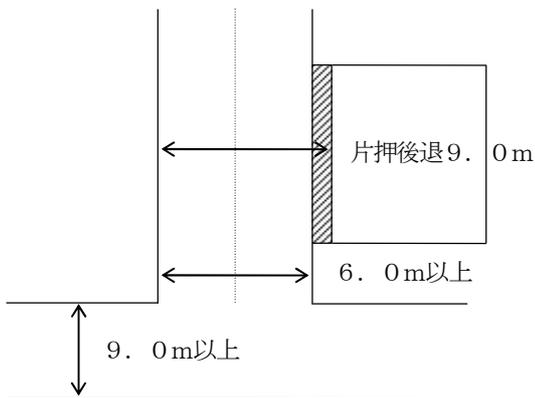
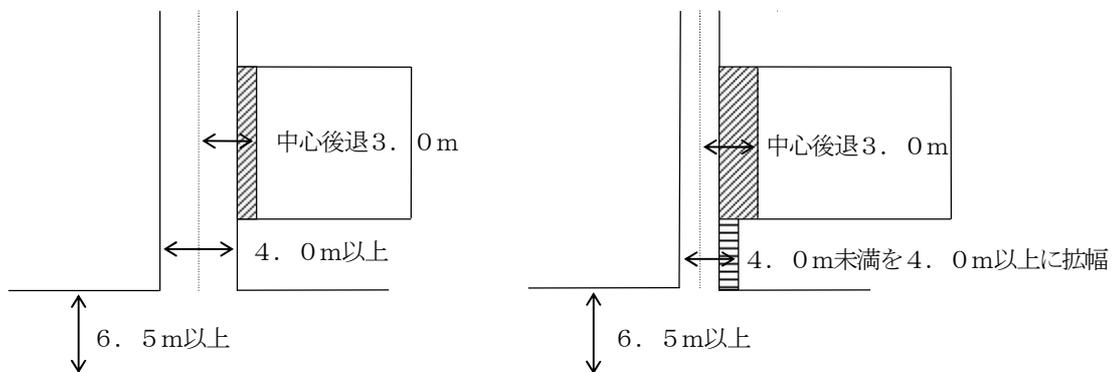


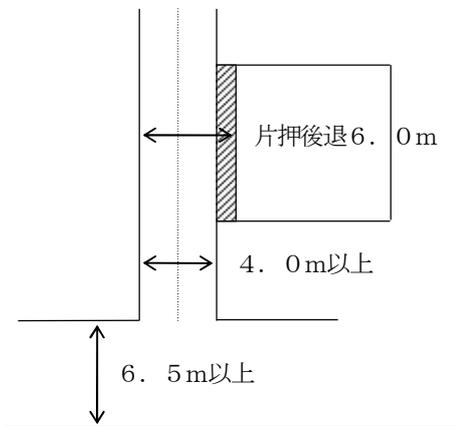
図2 主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合

ア 既設道路が4 m以上の通抜の場合

イ 既設道路が4 m未満の場合



ウ 既設道路の反対側等に河川等がある場合



- 3 既存の道路に接する旗竿開発（既存の道路に接しない開発で、新設の取り付け道路を必要とする開発）の場合に設置される接続道路は、当然開発区域に含まれ（公共施設負担面積に含まない。）、その幅員については開発区域内の主要な道路の幅員と同じにしなければならない。ただし、開発区域内道路を設けることによって通り抜けが可能となる場合で車両の通行に支障がないものについては、一般の接続道路の基準によるものとする。
- 4 開発区域内に設置する道路のうち市道認定できないものは、分筆後地目を公衆用道路に変更するものとする。

（階段道路）

第9条 省令第24条第4号ただし書のもっぱら歩行者の通行の用に供する道路で、通行の安全上支障がない階段道路は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 階段の踏面の寸法が30cm以上、蹴上の寸法が15cm以下とすること。
- (2) 有効幅員は、1.5m以上とすること。
- (3) 高さが3mを超えるものは、高さ3m以内ごとに踊場（1.5m以上の踏幅の水平部分）を設けること。
- (4) 階段には必要に応じて自転車の搬路を設けること。
- (5) 階段には必要に応じて2段式の手すりを両側に設けること。
- (6) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

- (7) 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りではない。
- (8) 踏面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げにすること。
- (9) 踏面の端部とその周辺の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- (10) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (11) 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りではない。
- (12) 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5 m以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (13) 踊場の踏み幅は、直階段の場合にあっては1.2 m以上、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。

(袋路状道路)

第10条 省令第24条第5号ただし書の避難上及び車両の通行上支障がない袋路状道路とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該道路の延長若しくは当該道路が、近い将来確実に他の道路との接続が予定されている場合。
- (2) 築造する道路の延長が3.5 m以下、宅地の区画が2区画以下であり、かつ、周辺の車両の通行に支障がない場合。
- (3) 開発区域の形状が、周辺の道路形態等から通り抜けが困難な土地で転回広場（この形状は、図4による。）及び避難通路が設けられている場合。ただし、延長が3.5 mを超える場合は、転回広場を終端と区間3.5 m以内ごとに設けられている場合。（図3）

転回広場の形状については図4を標準とするが（区間3.5 m以内ごとの中間部分も同様）、これらの機能を包含するものについてはこの限りではない。

図3 転回広場の設置箇所

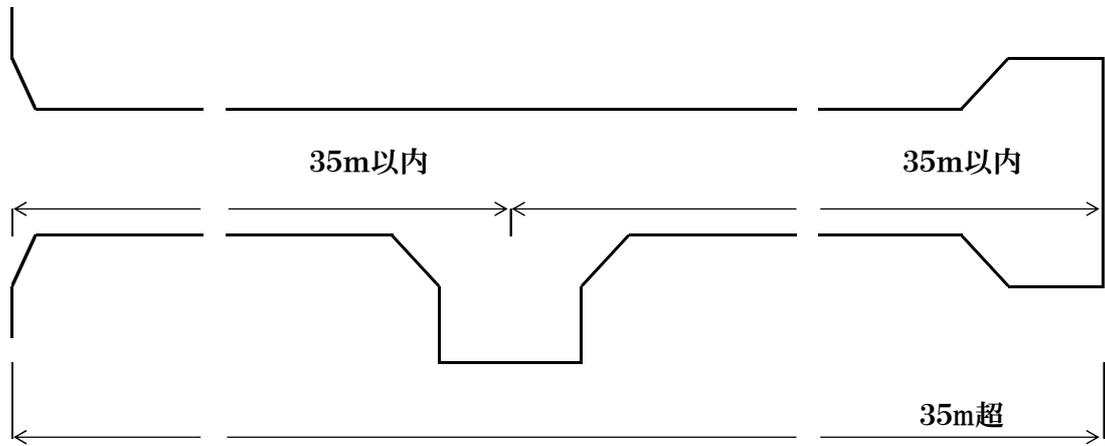
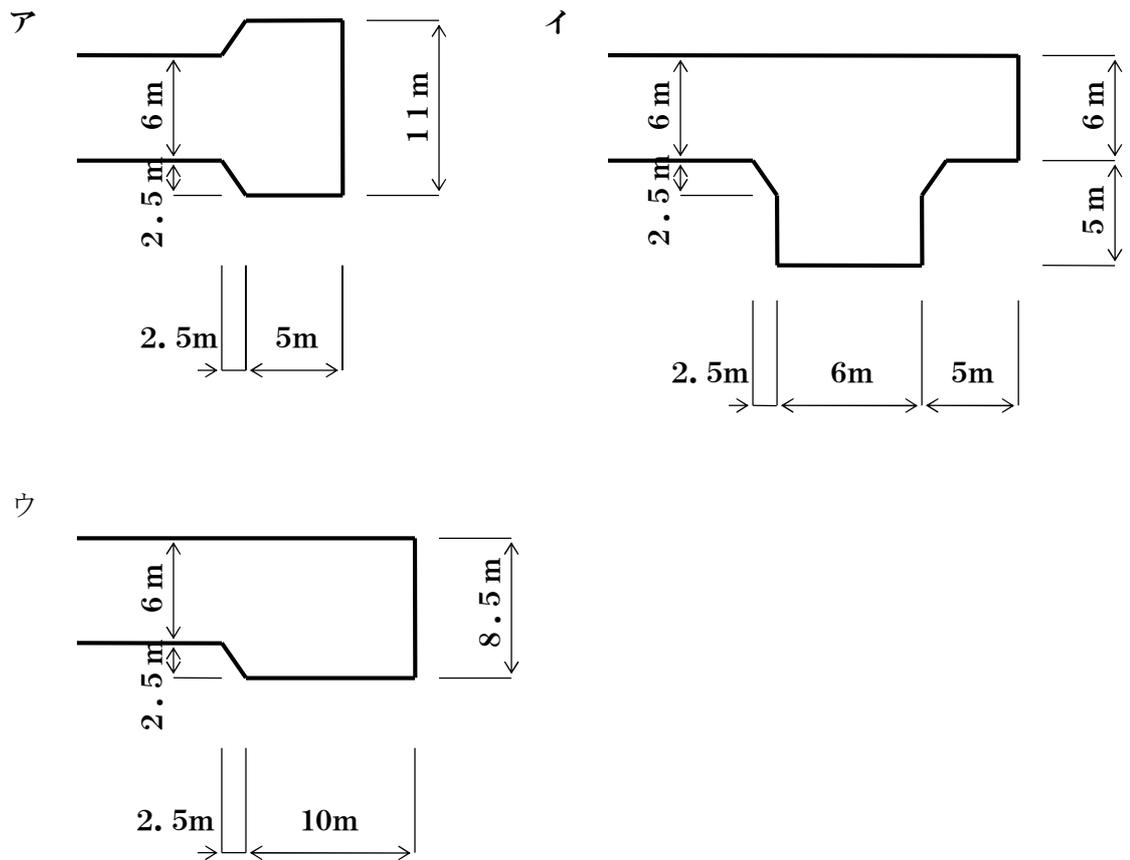


図4 転回広場の形状



(平面交差点)

第11条 平面交差点の脚、交角及び形状は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交差点は、直角又はそれに近い角度で交差させることとし、4差路以下とする。
- (2) 原則として、くいちがい交差や折れ足交差を避けるものとする。
- (3) 交差点は、なるべく平坦にし、十分な視距をとるものとする。
- (4) 交差点には右左折交通の円滑化と見通しのため隅切りを設けること。

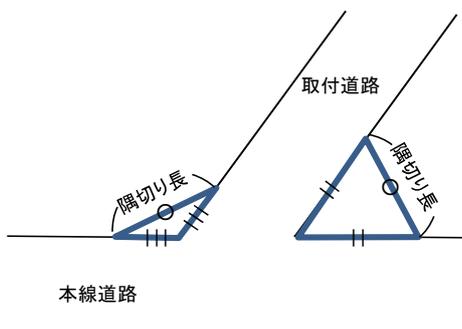
2 平面交差点の見通し及び隅切りは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 平面交差点においては、当該地点で一旦停止した車両が、安全かつ円滑に交差点を通過できるために十分な見通しを確保するものとする。
- (2) 歩道のない道路が同一平面で交差し、若しくは接続する箇所又は歩道のない道路のまがりかどは、隅切り長が次の表に掲げる値以上となる二等辺三角形の隅切りを設けるものとする。ただし、やむを得ず片側隅切りとする場合は、5 m以上かつ表の値以上の隅切り長を確保すること。

隅切り長

道路幅員	40 m以上	20 m以上	12 m超	12 m以下
40 m以上	12	10	5	3
20 m以上		10	5	3
12 m超			5	3
12 m以下				3

隅切り長と二等辺三角形の関係を記した基本的な図を次に示す。



(縦断勾配)

第12条 道路の縦断勾配は、次の表に掲げる値以下としなければならない。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は、小区間に限り、12%以下とすることができる。

道路の区分	縦断勾配	設計速度	地形等によりやむを得ないと認められる場合の勾配
区画道路	9.0%以下	20km/h	12.0%以下
主要区画道路	7.0%以下	40km/h	10.0%以下
補助幹線道路 幹線道路	6.0%以下	50km/h	9.0%以下

- 2 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。
- 3 接道の接続箇所は5%以下とすること。
- 4 縦断勾配が5%以上の場合は滑止工法による舗装としなければならない。
- 5 自転車道及び歩道等の縦断勾配は、5%以下とすることが望ましい。ただし、地形の状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合は、8%以下とすることが望ましい。

(横断勾配)

第13条 車道及び車道に接続する路肩には、片勾配を設ける場合を除き、路面の種類に応じ、次の表に掲げる値を標準として横断勾配を設けるものとする。ただし、6m未満の道路で片側側溝（片勾配）の場合は2%とする。

路面の種類	横断勾配	
	片側1車線の場合	片側2車線の場合
アスファルトコンクリート舗装	1.5%	2.0%
上記以外の路面	3.0~5.0%	

- 2 自転車道及び歩道等は、1%以下として横断勾配を設けるものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他特別の状況によりやむを得ない場合は、2%以下とすることができる。

(舗装)

第14条 車道及び路側帯の舗装は、原則としてアスファルト舗装とする。

- 2 車道に接する路肩は舗装するものとし、自転車道及び歩道等は透水性舗装を標準とする。
- 3 道路のアスファルト舗装は、国土交通省の「舗装の構造に関する技術基準（平成13年6月29日国都街第48号、国道企第55号）」に準拠するものとし、その断面構成は、新潟市舗装マニュアル（3-6 新潟市の標準舗装断面構成）を標準とする。
- 4 交通量が特に多いと市長が認めた幹線道路の舗装構成については道路管理者と協議するものとする。

(歩道)

第15条 開発区域内の幅員9m以上の道路は、歩車道が分離されていなければならない。

- 2 歩道は、縁石線又は柵その他これに類する工作物によって車道から分離されていなければならない。
- 3 歩道の有効幅員は、新潟市道路の構造の技術的基準等に関する条例第14条第3項に規定する幅員の値以上とする。

(排水施設等)

第16条 道路には、雨水等を有効に排水するために必要な側溝（グレーチング蓋は5m毎に1箇所50cm）、街渠、集水柵（グレーチング蓋は110度開き）等の排水施設を設けられていなければならない。

- 2 路面排水施設の集水範囲は、原則として道路敷内に限定するものとし、道路の保全上、交通の安全性の面からも側溝等を設けるものとする。

(交通安全施設)

第17条 道路の通行の安全上必要と認められるときは、当該道路に区画線、防護柵、安全標識、カーブミラー、街路照明等を設置しなければならない。

(道路占用)

第18条 道路占用する場合には、占用位置及び構造について道路法（昭和27年法律第1

80号) 第32条に基づき、道路管理者の許可を得るものとする。

- 2 新潟市道については道路法第32条のほかにも新潟市道路占用規則(平成19年新潟市規則第72号)に基づく新潟市道路占用許可基準、道路占用工事施行方法基準等によるものとする。

(地下埋設物)

第19条 地下埋設物の配置及び図示記号については、新潟市道路占用許可基準及び次表によるものとする。

凡例	
地下管線路種別	記号
下水道管	S
上水道管	W (導送水管)、w (配水管)
ガス管	G (中高压管)、g (低压管)
電力線	I
電話線	T
電柱	P
管路	● (通常位置)、○ (切回し位置)

- (1) この凡例は通常北面又は東面して実地に適用する。
- (2) この凡例における地下管路の標準は上表による。
- (3) 地下管線路が互いに交差する場合は、各占用物件の構造を検討のうえ、下記順位を優先として高低を定める。
- ① 下水道管 ② ガス中高压管 ③ 上水道導送水管 ④ 電話線
- ⑤ 電力線 ⑥ ガス低压管 ⑦ 上水道配水管
- (4) 電柱は幅員6.0m未満の道路にはなるべく建設をさげなければならない。電力、電話の共架柱を建設すること。単独柱の建設は幅員14.0m以上とすること。

(電柱、消火栓等)

第20条 電柱の新設又は全面的に建替え等の場合は、当該道路に他の柱（電話柱等）が建柱されているときは原則としていずれかの柱に共架するものとする。

2 歩車道の区別のある道路では歩道上とし、歩車道境界石より0.15mの間隔を保って設置しなければならない。ただし、歩道幅員が2.0m未満の場合は歩車道境界石に接して設置するものとする。

3 歩車道の区別のない道路では側溝に接して、側溝のない箇所では路端に設置するものとする。

4 消火栓は、交差点又は横断歩道から5m以上の距離を保つものとする。

5 建物の出入口又は非常口の出入を妨げない位置としなければならない。

（移設等）

第21条 開発行為に伴い発生する占用物の移設等については、開発行為の工事完了検査前に工事を完了させておかななければならない。

（その他）

第22条 道路の設計については、この基準によるほか、新潟市道路の構造の技術的基準等に関する条例（平成24年12月21日条例第96号）、新潟市移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年12月21日条例第98号）、新潟市舗装マニュアル及び新潟市道路施設標準構造図集等に準拠するものとする。また、道路管理者の承認を得られるものでなければならない。

第4章 公園等に関する基準

(公園等の配置)

第23条 公園等の位置については、利用者の利便と災害防止及び避難活動を考慮した適切な場所に計画するものとする。

- 2 公園の用地は、広場、遊戯施設が有効に配置でき、かつ有効に利用できる形状としなければならない。
- 3 公園の用地は、高架線下地及び同鉄柱の用地に隣接しないものとする。ただし、利用上支障がないと認められ、かつ、地上権、地役権等の所有権以外の私権が設定されていない場合は、広場又は緑地として利用できることとする。

(公園等の整備基準)

第24条 公園等の整備を行う場合は、新潟市都市公園条例(昭和32年6月1日条例第44号)、都市公園技術標準解説書(一般社団法人 日本公園緑地協会)による他、次に掲げる事項を標準とする。

- (1) 公園区域は、境界標(コンクリート杭もしくは鋳)を設置し、境界を明確にすること。
- (2) 外柵を設置すること。
- (3) 園内表層部の仕上げ厚は、真土10cm以上とし、敷均し転圧をすること。
- (4) 出入口に高低差がある場合は、基本的にスロープとすること。
- (5) 公園の出入口幅と位置について
 - ア 出入口は、道路2面以上に面し、2箇所以上とすること。
 - イ 出入口幅は、1,000㎡未満の場合は2m、1,000㎡以上の場合は3m以上とすること。
- (6) 出入口の側溝には、コンクリート製の蓋をすること。
- (7) 出入口に自動車の進入の恐れのある場合には、車止等を設置すること。
- (8) 水道の給水管(25mm以上)を布設し、止水栓及びその覆いを設けること。なお、位置については道路境界から1.0mを標準とし、出入、植栽等の支障にならないとこ

ろとすること。

(9) 公園には、雨水等を有効に排水するための施設を設けるものとする。

(その他)

第25条 その他必要な事項については、別途、市長と協議しなければならない。また、公園管理者の承認を得られるものでなければならない。

第5章 排水施設に関する基準

(排水計画)

第26条 開発区域内の排水施設の計画にあたっては、次の各号に掲げる要件を満たすものとしなければならない。

- (1) 開発区域から生じる排水を処理するための排水施設は、原則として、排水可能な地点まで開発者の負担で整備しなければならない。
- (2) 排水は原則として、公共の排水施設に接続させるものとし、当該施設の管理者及び権利者の同意を得なければならない。
- (3) 雨水（処理された汚水及びその他の汚水でこれと同程度以上に清浄であるものを含む。）以外の下水は原則として暗渠により排出させるものとする。
- (4) 放流先の排水施設の能力が不足し、開発区域からの放流が支障となる場合は、必要な調整能力を有する施設等を設置しなければならない。

(計画排水量)

第27条 原則として、接続させる排水施設の管理者と協議するものとする。この場合において、排水先を公共下水道に求めるときは、下水道法（昭和33年法律第79号）及び新潟市下水道施設基準に準拠した次の式によるものとする。

(1) 計画雨水量（Q）

計画雨水量については、開発面積に係わらず、合理式により算出するものとする。

$$Q = \frac{1}{360} \cdot C \cdot I \cdot A$$

ただし、Q : 計画雨水量 (m³/sec)

C : 流出係数

I : 降雨強度 (mm/hr)

A : 排水面積 (ha)

ア 流出係数（C）

新潟市の下水道計画において採用している「工種別基礎流出係数」を用いるものと

し、次の表によるものとする。

工種別	流出係数	採用値
屋根	0.85～0.95	0.90
道路	0.80～0.90	0.85
その他の不透面	0.75～0.85	——
水面	1.00	——
間地	0.10～0.30	0.20
芝・樹木の多い公園	0.05～0.25	——
勾配の緩やかな山地	0.20～0.40	——
勾配の急な山地	0.40～0.60	——

イ 降雨強度 (I)

降雨は、市内の各地区において差異が生じているため、別途に協議すること。

〈算定式例〉

(t 分間の降雨強度)

$$\text{「新10年確率で整備の区域」 } I_{10} = 5040 / (t + 41) \quad (\text{mm/h r})$$

ウ 流達時間 (t)

流達時間は、雨水が公共下水道に流入する時間と管内を流れる流下時間を加えたものとする。流入時間は7分とし、流下時間は管渠の最長距離を満管流速で除して求める。

$$t \text{ (min)} = 7 + \frac{L}{60V}$$

t : 流達時間 (min)

7 : 流入時間 (min)

V : 管渠内の満管流速 (m/sec)

L : 管渠の最長距離 (m)

(2) 計画汚水量

計画汚水量については、以下により算定するものとする。ただし、開発区域面積が3,000㎡未満の場合、計画汚水量の算定は不要とする。

ア 家庭汚水量

新潟市上水道計画水量の全量を計画汚水量とするものとし、「1人1日時間最大汚水量」を用いるものとする。

単位面積当たり汚水量 (ℓ / s e c / h a)

$$= 1 \text{ 人 } 1 \text{ 日時間最大家庭汚水量原単位} \times \frac{1}{24 \times 60 \times 60} \times \text{人口密度}$$

1人1日時間最大家庭汚水量原単位は以下により算定するものとする。ただし、定数については、区域によって異なるので、管理者へ確認すること。

1人1日時間最大家庭汚水量原単位

$$= \text{家庭汚水量原単位 (日最大)} \times 1.5 \sim 2 + \text{地下水量原単位}$$

家庭汚水量原単位 (日最大)

$$= \text{生活汚水量原単位 (日最大)} + \text{営業汚水量原単位 (日最大)}$$

$$\text{営業汚水量} = \text{生活汚水量} \times \text{営業用水率 (\%)}$$

(生活汚水量に各開発区域に見合った営業用水率を乗じて営業汚水量を算定する。)

$$\text{地下水量} = (\text{日最大生活汚水量} + \text{日最大営業汚水量}) \times (10 \sim 20 / 100)$$

各処理区の1人1日時間最大家庭汚水量原単位を次の表に示す。ただし、区域により下水道事業計画が変更されることがあるので、管理者に確認すること。

処理区		家庭汚水量原単位 (時間最大) ℓ/人・日	生活汚水量原単位 (日最大) ℓ/人・日	営業用水率	地下水率	日最大汚水量と 時間最大汚水量の比
船見		925	320	0.70	0.20	1.5
中部		735	320	0.35	0.20	1.5
白根		825	345	0.30	0.15	1.7
東部	東区・中央区	740	325	0.30	0.15	1.6
	江南区	655	300	0.25	0.15	1.6
新津		635	295	0.23	0.15	1.6
北部		655	280	0.20	0.15	1.8
西部	西区	740	325	0.30	0.15	1.6
	西蒲区・南区	685	300	0.30	0.15	1.6
島見		760	360	—	0.10	2.0

イ その他の汚水量

家庭以外（工場等）から排出される汚水量は1日最大汚水量（上水道使用量）を排水時間（sec）で除して汚水量（ m^3/sec ）を求めるものとする。ただし、公共施設の汚水量は新潟市下水道施設基準により算出する。

（下水管渠）

第28条 排水施設の管渠の勾配及び断面積は計画下水量を有効に排出することができるように次に掲げる基準に従い定めるものとする。

(1) 管渠の断面形状

下水道管渠は主として円形管を用い、断面が大きくなる場合には必要に応じて、長方形渠とするものとする。

(2) 管渠の種類

円形管は下水道用硬質塩化ビニール管、遠心力鉄筋コンクリート管又は強化プラスチック複合管とする。また、長方形渠は鉄筋コンクリート造りとする。

(3) 管渠の管径と勾配

下水道本管の最小管径を次の表に示す。ただし、処理区によって最小勾配が異なることがあるので、事前に管理者に確認すること。

種別	最小管径	最小勾配
雨水管・合流管	径 250mm	3.0‰以上
汚水管	径 150mm	3.0‰以上

(4) 管渠の流量算定方式

管渠の流量計算には次に掲げるマンニングの公式を用いるものとする。

$$Q = A \cdot V$$

$$V = 1/n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

ただし、Q：流量

A：流水の断面積

(マンホール)

第29条 マンホールは次の基準により設置するものとする。

- (1) マンホールは、下水管渠の起点及び方向、勾配又は管径の変わる箇所、管渠の合流接合（取付管を除く）する箇所、段差の生じる箇所並びに維持管理のうえで必要な箇所に設けるものとし、使用するマンホールの基本的な考え方を次に示す。

種類	① マンホールの種類は、「下水道施設計画・設計指針と解説 前編P240表2.7.2～2.7.5」による。
構造	① 使用するマンホールは、組立式（2次製品）を基本とする。 ② 1号マンホールより小さなマンホールを使用する場合は、小型マンホール又は特1号を使用する。

- ア マンホールは、下水管渠の直線部においても管径により、次の範囲内の間隔をもって設置するものとする。ただし、推進工法及びシールド工法等による管渠などの場合、現場の状況等に応じて、適宜、間隔を広げることができる。

管径 (mm)	φ1000以下	φ1500以下	φ1650以上
最大間隔 (m)	100	150	200

- イ 下水管渠を階段接合する場合には、段差を生じる箇所に必ずマンホールを設け、段差60cm以上の場合、副管付マンホールとし、分流式雨水管の場合、副管を使用しないこと。

- ウ その他、構造等については、新潟市下水道施設基準によるものとする。

(柵・取付管)

第30条 柵・取付管は次の基準により設置するものとする。

- (1) 雨水柵

- ア 雨水柵の位置は、歩車道区分のある場合はその境の車道側とし、区分のない場合は道路と民有地との境界付近に設けるものとする。なお、路面排水の雨水柵の間隔は20～30mの範囲とする。

イ 雨水枡の構造等については、新潟市下水道施設基準によるものとする。

(2) 汚水枡

ア 汚水枡の位置は、宅地内に設けるものとする。

イ 汚水枡の構造等については、新潟市下水道施設基準によるものとする。

ウ 汚水枡の深さについては、財団法人新潟県下水道公社が定めた下水道排水設備工事設計・施工基準によるものとする。

(3) 取付管

ア 取付管の管径は150mmとし、分流汚水取付管のみ100mmとすることが出来る。

イ 最小勾配は10%とする。

ウ 下水道本管へは可とう性支管で取付けを行う。

エ 取付管に使用する曲管は30度以内を基本とする。

(排水設備)

第31条 排水設備とは、公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者がその土地の下水を公共下水道に流入させるため設置する排水渠その他の排水施設をいう(下水道法第10条要旨)。

(雨水流出抑制対策)

第32条 開発区域内においては、雨水を貯留・浸透させ、できるだけゆっくり流出させたり減少させたりする雨水流出抑制対策を行うものとし、それにより放流先の施設に対する負担軽減を図るものとする。

(その他)

第33条 排水施設の設計については、本章の基準によるほか、下水道法第7条により政令で定める技術上の基準、新潟市下水道施設基準、財団法人新潟県下水道公社が定めた下水道排水設備工事設計・施工基準及び新潟市が定めた条例、規則等に準拠するものとする。また、排水施設管理者の承認を得られるものでなければならない。

第6章 消防施設に関する基準

(設置計画)

第34条 開発区域等における災害の防止及び有事の際に消防隊の諸活動が円滑に行われるよう、消防車両の進入路及び消防水利等を適正に設置するものとする。

(消防水利の設置基準)

第35条 開発区域内の消防水利の設置は、消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)に基づくもののほか、次の各号によるものとする。

(1) 消火栓

ア 半径120m(商工業地域は100m)の円を描き十分その円で覆われるよう設置するものとする。

イ 水道管が複数で布設されているときは、千鳥に設置し交差点には設置しないものとする。

(2) 防火水槽(40m³級)

ア 開発面積が1haを超える場合、半径200mの円を描き十分その円で覆われるよう設置するものとする。

イ 用地は最小限35.75m²(5.5m×6.5m)以上の面積を確保するものとする。

ウ 防火水槽の規格構造は、消防局で設置しているものに準じるものとし、消防局と協議するものとする。

(3) その他の水利

水道管が小口径で消火栓を設けることができない場合は、これにかわる消防水利を設置するものとする。

(消防活動等)

第36条 開発区域内に4階以上(地階は除く)の中高層建築物を建築するときは、次によるものとする。

- (1) 架空線は、敷地を含む外周について、梯子車の伸梯活動に支障のないよう空間を確保するものとする。
 - (2) 人命救助、消防活動を迅速に行うために、消防車両等が緊急時に速やかに進入できるよう、敷地内に隅切を伴った幅員 5 m以上の進入路を、建物の末端まで設けるものとする。
 - (3) 進入路に車両駐車混同があるときは、必要により区画線等で表示するものとする。
- (その他)

第 37 条 その他必要な事項については、消防水利の基準等によるものとする。

第7章 給水施設に関する基準

(設置計画)

第38条 給水施設は、開発区域の規模、地形及び予定建築物等の用途を勘案して、当該区域について想定される需要に支障をきたさないような構造及び能力で適当に配置されるように、次の各号に掲げる事項を考慮して設計されなければならない。

- (1) 開発区域内の給水戸数とその給水人口を算定する。ただし、工場等住宅以外の場合は、計画使用量を勘案した給水量を算定するものとする。
- (2) 配水管の設計は、計画時間最大給水量によるものとする。

(設計の基準)

第39条 給水施設の設計は、水道法に基づき水道事業管理者の定めた給水条例（昭和33年新潟市条例第32号）及び給水条例施行規程（昭和33年新潟市水道局管理規程第6号）に適合しなければならない。

- (1) 配水管口径、管の材質及び仕切弁等は水道事業管理者と別途協議するものとする。
- (2) 布設する管の埋設位置は、道路管理者が定めた埋設標準位置によるものとする。

(給水施設の費用負担等)

第40条 開発行為で行う給水施設にかかる費用は、開発者負担とする。

- 2 開発行為で行った給水施設のうち、水道事業管理者が管理を必要とするものについては、開発者がこれを無償で水道事業者に寄附するものとし、当該給水施設から分岐する場合、開発者の権利は認めないものとする。

(その他)

第41条 給水施設の設計については、本章の基準によるほか、水道事業管理者が定めた条例、規程及び基準等に準拠するものとする。

第8章 公益的施設に関する基準

(ごみ集積場)

第42条 ごみ集積場の設置については、新潟市ごみ集積場に関する要綱によるものとし、市長と協議しなければならない。

(その他)

第43条 その他必要な事項については、別途、市長と協議しなければならない。

第9章 その他

(その他)

第44条 この基準に定めのない事項については、その都度、市長と協議しなければならない。

附 則

この基準は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年3月21日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年10月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。